

12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	中心市街地における集積が失われつつあるが、市の核として都市機能の集積を図ることを示している。(P. 5～P. 30参照)
	認定の手続	本基本計画の内容については、豊田市中心市街地活性化協議会と協議を行い、平成19年12月6日付けで意見書が提出されている。(P. 111参照)
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	中心市街地の位置及び区域については、中心市街地の各要件を満たし、重点的に事業展開を行うものとした。(P. 37～P. 43参照)
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	庁内の推進体制、協議会との協議、市民と共働した活動を十分に行っている。(P. 103～P. 113参照)
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	豊田市における総合計画をはじめとする各種計画と整合を図っており、様々な都市機能を重点的に配置する考え方を示している。(P. 114～P. 117参照)
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	本市では、中心市街地活性化に係わる様々な実践的な取り組みを行っている。(P. 118～P. 124参照)
第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	目標を達成するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	本計画で掲げる3つの目標に対して、計画期間内で取り組む事業等を記載している。(P. 67～P. 101参照)
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	本計画に掲げた事業の実施が、各数値目標の達成に寄与することを合理的に説明している。(P. 50～P. 64参照)
第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	本計画に掲げた事業全てに、事業主体を明記しており、綿密な連携を保ちつつ、事業を効率的に進めるものとする。(P. 67～P. 101参照)
	事業の実施スケジュールが明確であること	本計画に掲げた事業の全てに実施時期を明記し、計画期間内に全ての事業を完了及び着手する見込みである。(P. 67～P. 101参照)